

副腎皮質ホルモン剤
 卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
 その他のホルモン剤 (抗ホルモン剤を含む。)

若年性関節炎
 関節症
 強直性脊椎炎
 脊椎症 (胸部および腰部)
 閉経期およびその他の閉経周辺期障害

別表第四

- イノシリン製剤
- ト成長ホルモン製剤
- 乾燥人血液凝固第Ⅳ因子製剤
- 乾燥人血液凝固第Ⅲ因子製剤
- 性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤
- 性腺刺激ホルモン製剤
- ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
- ソマトスタチンアナログ
- 自己連統携行式腹膜灌流用灌流液
- 在宅中心静脈栄養法用輸液
- インターフェロンプラズマ製剤
- ゾトルファモール製剤
- ゾレリノルフィン製剤
- 抗悪性腫瘍剤
- グルカゴン製剤
- ヒトソマトメジンC製剤
- 人工腎臓用透析液 (健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法 (平成6年3月厚生省告示第54号) 別表第1医科診療報酬点数表第2章第2部区分番号C102-2に掲げる在宅血液透析透析指導管理料を算定している患者 (以下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用する場合に限る。)
- 血液凝固阻止剤 (在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。)
- 生理食塩水 (在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。)
- フロスタグリンジニI製剤
- 塩酸モルヒネ製剤

○厚生省告示第七十四号

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (昭和三十三年厚生省令第十六号) 第二条の四の規定に基づき、保険薬局に係る厚生大臣の定める掲示事項を定める件 (平成八年三月厚生省告示第二十七号) の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月十七日

第一号中「薬剤服用歴管理指導料」を「薬剤服用歴管理・指導料」に、第二号中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

○厚生省告示第七十五号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ十七第二項の規定に基づき、入院時食事療養費に係る食事療養費の費用の額の算定に関する基準 (平成六年八月厚生省告示第二三十七号) の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた指定訪問看護の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十二年三月十七日

厚生大臣 丹羽 雄哉
 別表の1の注4中「食塩」を「当該患者 (療養病棟に入院する患者を除く。) について、食塩」に改める。

○厚生省告示第七十六号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十四条ノ第四第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 (平成六年九月厚生省告示第二九十六号) の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた指定訪問看護の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十二年三月十七日

別表の2を次のように改める。

1 「訪問看護基本療養費(1)」
 (1) 保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、理学療法士又は作業療法士による場合
 (一) 週3日目まで 5,300円
 (二) 週4日目以降 6,300円
 (2) 准看護婦又は准看護士による場合
 (一) 週3日目まで 4,800円
 (二) 週4日目以降 5,800円

2 前号の規定により算定する指定訪問看護の費用の額は、別に厚生大臣が定める場合を除き、介護保険法 (平成9年法律第123号) 第62条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。

別表の3を次のように改める。

1 「訪問看護基本療養費(1)」
 (1) 保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、理学療法士又は作業療法士による場合
 (一) 週3日目まで 5,300円
 (二) 週4日目以降 6,300円
 (2) 准看護婦又は准看護士による場合
 (一) 週3日目まで 4,800円
 (二) 週4日目以降 5,800円

7 利用者について、次のいずれかに該当する場合は所定額は算定しない。ただし、別に厚生大臣が定める場合についてはこの限りではない。

- イ 病院、診療所及び介護老人保健施設等の医師若しくは看護婦等が配置されている施設に現在入院若しくは入所している場合
- ロ 介護保険法第7条第15項に規定する痴呆対応型共同生活介護、同法第7条第16項に規定する特定施設入所者生活介護の提供を受けている場合
- ハ 他の訪問看護ステーション等から現在指定訪問看護を受けている場合
- ニ 別表の1の注2及び注3中「都道府県知事」や「地方社会保険事務局長」及び注4中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改め、同表の3を次のように改める。

別表の4を次のように改める。

○厚生省告示第七十七号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 (平成六年九月厚生省告示第二九十九号) 及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準 (平成四年二月厚生省告示第二十九号) の規定に基づき、指定訪問看護及び指定老人訪問看護に係る厚生大臣の定める疾病等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用し、厚生大臣が定める老人訪問看護療養費に関する疾病等 (平成六年八月厚生省告示第二八十二号) 厚生大臣の定める疾病等 (平成六年九月厚生省告示第三十七号) 及び指定訪問看護に係る厚生大臣の定める状態 (平成十年三月厚生省告示第四十九号) 及び指定老人訪問看護に係る厚生大臣が定める状態 (平成十年三月厚生省告示第八十五号) は平成十二年三月三十一日限り廃止する。

平成十二年三月十七日

厚生大臣 丹羽 雄哉

一 指定訪問看護及び指定老人訪問看護に係る厚生大臣の定める疾病等
 厚生大臣が定める疾病等
 特掲診療料の施設基準等（平成十二年三月厚生省告示第六十八号）別表第五に掲げる名称の疾病等

二 厚生大臣が定める状態
 特掲診療料の施設基準等（平成十二年三月厚生省告示第六十八号）別表第六に掲げる状態のいずれかに該当する状態

○厚生省告示第七十八号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十条第一項の規定に基づき、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた医療に要する費用の額の算定及び同日以後同年六月三十日までの間に行われる改正前の別表第一第二章第二節11に掲げる老人デイ・ケア（同年三月中に老人デイ・ケアを受けた患者に対して、同一の保険医療機関において行われるものに限る。）に要する費用の額の算定については、なお従前の例によることとし、同年九月三十日までの間は、改正後の別表第一第一章第二節第一節1の注6中「90日」とあるのは「80日」と読み替えて適用する。

平成十二年三月十七日

厚生大臣 丹羽 雄哉

第五号の次に次の一号を加える。

六 前各号の規定により保険医療機関又は保険薬局において算定する医療に要する費用の額は、別に厚生大臣が定める場合を除き、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十二条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。

別表第一

老人医科診療報酬点数表

【目次】

第一章 一般的医療に係る老人基本診療料

第1節 老人初・再診料

通則

第1節 老人初診料

老人初診料

第2節 老人再診料

老人再診料

第2節 老人外来診療料

老人入院料等

通則

第1節 老人入院基本料

老人一般病棟入院基本料

老人療養病棟入院基本料

老人結核病棟入院基本料

老人精神病棟入院基本料

老人特定機能病院入院基本料

老人専門病院入院基本料

老人障害者施設等入院基本料

老人病棟老人入院基本料

老人有床診療所入院基本料

老人有床診療所療養病床入院基本料

第2節 老人入院基本料加算

入院時医学管理加算

紹介外来加算・紹介外来特別加算

急性期病院加算

急性期特定病院加算

地域医療支援病院入院診療加算

救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算

在宅患者応急入院診療加算

診療録管理体制加算

難病等特別入院診療加算

特殊疾患入院施設管理加算

看護配置加算

看護補助加算

看護補助加算

夜間勤務等看護加算

特別看護加算・特別看護長時間加算

特別看護補助加算・特別看護補助長時間加算

地域加算

療養環境加算

H1V感染者療養環境特別加算

重症者等療養環境特別加算

療養病棟療養環境加算

診療所療養型病床群療養環境加算

無菌治療室管理加算

放射線治療病室管理加算

重症皮膚潰瘍管理加算

精神科措置入院診療加算

精神科応急入院施設管理加算

精神科隔離室管理加算

精神病棟入院時医学管理加算

第3節 老人特定入院料

老人一般病棟入院医療管理料

老人性痴呆疾患治療病棟入院料

老人性痴呆疾患療養病棟入院料

診療所老人医療管理料

救命救急入院料

特定集中治療室管理料

広範囲熱傷特定集中治療室管理料

一類感染症患者入院医療管理料

特殊疾患入院医療管理料

回復期リハビリテーション病棟入院料

特殊疾患療養病棟入院料

緩和ケア病棟入院料

精神科急性期治療病棟入院料

精神療養病棟入院料